



# 佐賀県公報

平成20年  
8月26日  
(火曜日)  
第13079号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

### 告示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止 (三三二・地域福祉課) 一
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の変更 (三三二・ ) 一
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定 (三三三・ ) 二
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく居宅介護を担当させる機関の指定 (三三四・ ) 二
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護予防を担当させる機関の指定 (三三五・ ) 三
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業所の所在地の変更 (三三六・ ) 五
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定 (三三七・ ) 五

### 人事委員会事項

◎佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職

員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(規則・一八) 五

### 公安委員会事項

○駐車監視員資格者講習の実施

(公告) 五

## 告示

### ◎佐賀県告示第三百三十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があつた。

平成二十年八月二十六日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	廃止年月日
大良診療所	唐津市大良四九〇番地一	平成二〇・四・一
山田こどもクリニク	神崎市神崎町田道ケ里三三九四番地一	平成二〇・六・一
小田倉内科小児科医院	唐津市大名小路三〇八番六	平成二〇・七・一
タイヘイ薬局白石店	杵島郡白石町大字福田二二八番地一〇	平成二〇・六・一

### ◎佐賀県告示第三百三十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があつた。

平成二十年八月二十六日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	変更年月日
新 ヘルシー武雄薬局	新 武雄市武雄町昭和八番地八	平成一九・九・一
旧 ヘルシー武雄店	旧 武雄町大字富岡七九七四番地一	平成一九・九・一
新 やまぐち薬局どん3 の森南店	佐賀市多布施二丁目六番二二号	平成二〇・五・一
旧 多布施薬局		

●佐賀県告示第三百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当し、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により、同法による医療支援給付のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。

平成二十年八月二十六日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	指定年月日
おだくらクリニック	唐津市大名小路三〇八番	平成二〇・七・一
まなべ消化器内科クリニック	小城市三日月町長神田二一七三番四	"
いなだ小児科・アレルギー科	小城市三日月町長神田二一七三番三	平成二〇・七・一四
スターデントル佐賀	佐賀市駅南本町三番一四号 ASプレミ アム駅南本町	平成二〇・六・九
ますもと けんこう歯科	伊万里市松島町九二二番地一	平成二〇・六・一八
ひまわり歯科医院	佐賀市大和町大字尼寺三三三五番地	平成二〇・七・一
ひだまり歯科医院	鹿島市大字納富分九九〇番地三	"

さかい薬局 鳥栖店	鳥栖市幸津町一七六三番地九	平成二〇・六・一
原宿薬局	西松浦郡有田町本町丙七八五番地	平成二〇・七・一
訪問看護ステーション 行かなくつ茶	唐津市神田二〇七七番地二一	平成二〇・四・一
至誠会訪問看護ステーション	佐賀市田代二丁目二番四号	平成二〇・六・一
訪問看護ステーション うえむら	佐賀市兵庫町大字淵一九〇六番地一	平成二〇・七・九

●佐賀県告示第三百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護を担当し、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年八月二十六日

佐賀県知事 古川 康

一	(一) 指定年月日 平成二十年四月一日
	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人至誠会 所在地 佐賀市田代二丁目七番二四号
	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 訪問介護サービスやすらぎ 所在地 佐賀市田代二丁目二番四号 サービスの種類 訪問介護
二	(一) 指定年月日 平成二十年四月一日

<p>五 (一) 指定年月日 平成二十年六月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 社会福祉法人 健寿会 所在地 佐賀市富士町大字小副川五六二番地</p>	<p>(一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 社会福祉法人 西九福祉会 所在地 佐賀市大和町久留間三〇三二</p> <p>(二) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 地域共生ステーションさんのう 所在地 佐賀市大和町久留間二六一四番地三 サービスの種類 通所介護</p> <p>(一) 指定年月日 平成二十年六月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 株式会社 ベストケアサポート 所在地 佐賀市鍋島三丁目七番一号シャトレ鍋島一 一一〇三号</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 高齢者介護相談センター 所在地 佐賀市鍋島三丁目七番一号シャトレ鍋島一 一一〇三号 サービスの種類 訪問介護</p> <p>四 (一) 指定年月日 平成二十年六月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人至誠会 所在地 佐賀市田代二丁目七番二四号</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 至誠会訪問看護ステーション 所在地 佐賀市田代二丁目一番四号 サービスの種類 訪問看護</p>	<p>(一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 社会福祉法人 祥風会 所在地 神崎市神崎町鶴二九三五番地二</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 特別養護老人ホームみなと園 所在地 唐津市湊町四二九〇番地一 サービスの種類 短期入所生活介護</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 特別養護老人ホームみなと園 所在地 唐津市湊町四二九〇番地一 サービスの種類 短期入所生活介護</p>	<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 小規模多機能型なごみ 所在地 佐賀市富士町大字小副川五六二番地 サービスの種類 小規模多機能型居宅介護</p> <p>六 (一) 指定年月日 平成二十年六月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 社会福祉法人 祥風会 所在地 神崎市神崎町鶴二九三五番地二</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 特別養護老人ホームみなと園 所在地 唐津市湊町四二九〇番地一 サービスの種類 短期入所生活介護</p>
<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 所在地 佐賀市田代二丁目七番二四号</p>	<p>◎佐賀県告示第三百三十五号 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための介護予防を担当し、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。</p> <p>平成二十年八月二十六日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>		

<p>四 (一) 指定年月日 平成二十年六月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人至誠会 所在地 佐賀市田代二丁目七番二四号</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 至誠会訪問看護ステーション 所在地 佐賀市田代二丁目一番四号 サービスの種類 介護予防訪問看護</p>	<p>五 (一) 指定年月日 平成二十年六月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 社会福祉法人 健寿会 所在地 佐賀市富士町大字小副川五六二番地</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 小規模多機能型なごみ 所在地 佐賀市富士町大字小副川五六二番地 サービスの種類 介護予防小規模多機能型居宅介護</p>
<p>三 (一) 指定年月日 平成二十年六月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 株式会社 ベストケアサポート 所在地 佐賀市鍋島三丁目七番一号シャトレ鍋島一 一一〇三号</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 高齢者介護相談センター 所在地 佐賀市鍋島三丁目七番一号シャトレ鍋島一 一一〇三号 サービスの種類 介護予防訪問介護</p>	<p>六 (一) 指定年月日 平成二十年六月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 社会福祉法人 祥風会 所在地 神崎市神崎町鶴二九三五番地二</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 特別養護老人ホームみなと園 所在地 唐津市湊町四二九〇番地一 サービスの種類 介護予防短期入所生活介護</p>
<p>(一) 指定年月日 平成二十年六月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 株式会社 ベストケアサポート 所在地 佐賀市鍋島三丁目七番一号シャトレ鍋島一 一一〇三号</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 地域共生ステーションさんのう 所在地 佐賀市大和町久留間二六一四番地三 サービスの種類 介護予防通所介護</p>	<p>七 (一) 指定年月日 平成二〇年七月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 社会福祉法人 佐賀市社会福祉協議会 所在地 佐賀市兵庫町大字藤木一〇〇六番地一</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 開成デイサービスセンター 所在地 佐賀市鍋島町森田二七番地五 サービスの種類 介護予防通所介護</p>
<p>二 (一) 指定年月日 平成二十年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 社会福祉法人 西九福祉会 所在地 佐賀市大和町久留間三〇三二</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 地域共生ステーションさんのう 所在地 佐賀市大和町久留間二六一四番地三 サービスの種類 介護予防通所介護</p>	<p>八 (一) 指定年月日 平成二〇年七月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 社会福祉法人 佐賀市社会福祉協議会</p>

所在地 佐賀市兵庫町大字藤木一〇〇六番地一  
 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
 名称 デイサービスセンターさくら

所在地 佐賀市大和町大字久池井二九七〇番地  
 サービスの種類 介護予防通所介護

◎佐賀県告示第三百三十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成二十年八月二十六日

佐賀県知事 古川 康

名称	株式会社 新和メディカル		所在地	変更年月日
	新	武雄市武雄町大字昭和一〇九番地		
	旧	武雄市武雄町大字昭和六番地五		平成一九・九・一

◎佐賀県告示第三百三十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当し、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により、同法による医療支援給付のための施術を担当する機関として、次のとおり指定した。

平成二十年八月二十六日

佐賀県知事 古川 康

実施機関名	所在地	指定年月日
川東鍼灸院	伊万里市二里町大里甲川東二八一四番地四	平成二〇・二・二七

○ 人事委員会事項

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年八月二十六日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

◎佐賀県人事委員会規則第十八号

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表の嬉野市の本庁の教育委員会事務局の項中「教育次長」を「教育部長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 公安委員会事項

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第1号イに規定する講習(以下「駐車監視員資格者講習」という。)を次のとおり実施します。

平成20年8月26日

佐賀県公安委員会

委員長 山口久美子

## 1 駐車監視員資格者講習の目的

放置車両の確認及び標章の取付け等の確認事務を適正に行うために必要な知識及び技能の修得

## 2 駐車監視員資格者講習の対象者

駐車監視員の資格を取得しようとする者

## 3 駐車監視員資格者講習の期日及び場所

## (1) 期日

## ア 講習

平成20年10月16日(木)及び平成20年10月17日(金)の2日間(両日とも午前9時から午後5時30分まで)

## イ 修了考査

平成20年10月24日(金)(午前9時から正午まで)

なお、受付時間は、前記ア及びイの期間中いずれも午前8時30分から午前8時55分までとします。

## (2) 場所

佐賀市松原一丁目1番16号

佐賀県警察本部第一会議室

## 4 駐車監視員資格者講習の内容及び方法

## (1) 駐車監視員資格者講習

1 日 目	講 習 内 容	講習時間(時間)
1	交通警察総説 新たな駐車対策法制及び駐車監視員制度	1
2	放置車両の確認に必要な基礎知識	2
4	放置車両の確認に必要な基礎知識	4
2 日 目	放置車両の確認に必要な基礎知識 放置車両確認等の実施要領等 基本的な構え及び職務倫理	2 4 1

## 3 日 目

修了考査

1

3日間合計

15

## (2) 修了考査

次のとおり筆記試験により行います。

ア 修了考査の出題は、正誤式問題50問とする。

イ 配点は1問につき2点とする。

ウ 90点以上の者を合格とする。

## 5 受講手続等

## (1) 受講の申込期間

公示の日から平成20年9月25日(木)までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、この期間の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は除きます。

## (2) 受講申込書の提出先及び提出方法

佐賀県警察本部交通部交通指導課(佐賀市松原一丁目1番16号)へ持参してください(郵送による提出は受付けません。)

## (3) 受講申込みに必要な書類等

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書

1 通

イ 写真

1枚(講習申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)

## (4) 受講手数料の金額、納付時期及び納付方法

ア 受講手数料の金額

19,000円

イ 受講手数料の納付時期

駐車監視員資格者講習受講申込書提出時

ウ 受講手数料の納付方法

佐賀県収入証紙を駐車監視員資格者講習受講申込書にはり付けて納付してください。

なお、いったん納付された手数料は、受講を取り消した場合又は受講しなかった場合でも返還はできません。

6 駐車監視員資格者講習修了証明書の交付

(1) 時期

修了検査後

(2) 対象

修了検査合格者に対して、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付します。

7 駐車監視員資格者講習に関する問い合わせ先

佐賀県警察本部交通部交通指導課 (電話代表0952-24-1111 内線5156・5157)

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年八月二十六日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日  
印刷社 (株)佐賀印刷社